

事務局長

おはようございます。

委員並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の総会は、令和6年度最初の総会となります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度定期人事異動により、事務局および各分室の担当者が替わっております。お手元に配付しておりますA4版1枚ものの令和6年度大仙市農業委員会事務局・分室体制と書いた資料をご覧ください。

ここで、新たに担当となった職員をご紹介させていただきたいと存じます。本日出席の職員からです。

はじめに、事務局の藤井禎則参事です。教育委員会事務局、学校給食総合センターから異動になりました。

同じく、事務局の黒澤美咲副主幹です。南外支所、農林建設課から異動になりました。

次に、大曲分室の伊藤圭吾主任です。建設部、用地対策課から異動になりました。

次に、西仙北分室の加藤麻由主幹です。協和支所、農林建設課から異動になりました。

次に、協和分室の戸島廣憲主査です。教育委員会事務局、生涯学習課、仙北公民館から異動になりました。

次に、仙北分室の田口ますみ主幹です。中仙支所、農林建設課から異動になりました。

次に、太田分室の倉田康弘主幹です。健康福祉部、生活支援課から異動になりました。

続いて、本日都合により欠席となった職員です。

中仙分室の佐々木裕太副主幹です。西仙北支所、市民サービス課からの異動です。

最後になりますが、南外分室の照井晴子主幹です。教育委員会事務局、生涯学習課、神岡中央公民館からの異動です。

以上、新たに担当となりました職員をご紹介申し上げましたが、委員、推進委員の皆様には、今年度も変わらぬご指導をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、本日はこの総会と同じ時間帯に会検が当たりまして、職員が手薄になっております。行き届かない点があるかもしれませんが、何とぞご容赦いただきますようお願いいたします。

次に、欠席の届け出ですが、本日はどなたからも出ておりません。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
(午前9時30分 開会)

はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回3月8日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第11回総会までの業務報告書をご覧ください。

3月8日に広報専門委員会を委員9名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターで開催し、農業委員会だより26号の最終校正ということでご協議いただいております。

広報専門委員会終了後に第9回農業委員会総会を委員23名、推進委員8名の出席をいただき、同会場にて開催しております。さらに総会終了後に第6回役員会を委員10名の出席をいただき、同会場にて開催しております。協議結果については、下の方に記載させていただきますのでご確認ください。

3月28日には、第7回役員会を大曲エンパイヤホテルで開催しております。協議結果については、下の方に記載させていただきます。役員会終了後には、第10回農業委員会総会を委

用の物置と一体とした車庫の新築を計画したものです。なお、申請地の右側については、水路となっておりますが、現在、使用していないことから払い下げを受けることとなっております。設定期間は、許可日から30年です。農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、この一般住宅は、居住するものの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号により例外的に許可できるものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は今年1月の総会で農振除外案件として同意をいただいております。

参 与

10ページの5番を説明いたします。位置図及び平面図につきましては、資料9ページ及び10ページをご覧ください。

農地の所在は、高梨○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、1筆です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。譲受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。

申請理由といたしまして、譲受会社は電気・土木業を営んでおりますが、事業拡大により資材置場の拡張を計画したものです。売買価格については、総額○○○円、1平方メートル当たりには割り返しますと○○○円になります。許可基準における立地基準につきましては、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号の規定により拡張にかかる部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないことから許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

案件1番についてお願いします。

渡邊敏雄委員

17番、渡邊です。

申請地は旧国道13号線端で、たけや製パンの大曲営業所があったところでした。この大曲営業所が立ち退いた後は、しばらく原野状態となり、いわば荒れ放題でした。

申請地の田んぼは、現在私どもの法人で経営管理しておりますが、耕作が困難なところでした。しかし、この度ようやく話がまとまったということで、いわば歓迎しているところです。たまたま私の家の斜め向かいにある農地ですが、先程の事務局の説明のとおり何ら問題はありませぬ。

どうかよろしく願いいたします。

議 長

案件2番についてお願いします。

信田浩則委員

確認の結果についてご説明いたします。

4月8日に、私と事務局と坂本推進委員の3人で現地確認をして参りました。申請地につきましては、資料の図面を見ても分かりますとおりの農地がまとまっている区域でもありませんし、近隣の農地に影響を与えることも無いと思われました。詳細につきましては、先程事務局が説明したとおりでございまして、何ら問題はないと判断いたしました。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

議 長

案件3番についてお願いします。

玉井慎太郎
委員 9番、玉井です。
4月3日に現地確認して参りました。事務局の説明のとおり原野に囲まれた農地でございます。隣接する住宅の方にも了解を得ておりますので、何ら問題は無いと思います。
よろしくお願いたします。

議 長 案件4番については私から説明いたします。

細谷精悦会長 24番、細谷です。
申請地は集落内にある農地として、近くには広域農道がございます。先程事務局の方から詳しい説明がありましたとおり特別問題は無いと思われまますので、よろしくお願いたします。

議 長 案件5番についてお願いたします。

本間隆喜委員 6番、本間です。
4月4日に事務局と現地確認して参りました。事務局の説明のとおり何ら問題がありませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局長 現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いたします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和6年4月10日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 議案第3号、案件7番を議題とします。
本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
(○○委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

(○委員 入場)

事務局長

議案第4号のその他の案件につきましては、ただいま説明いたしました退席案件と同様に耕作等の利便性を考え、受け手を変更するものです。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和6年4月10日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー2、1ページから4ページをご覧ください。記載の37の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、5ページから136ページをご覧ください。結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。また、例年、農地所有適格法人の一覧をご連絡しておりますが、今回、4月1日現在の一覧をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上報告といたします。

その他

- (1) 令和5年度業務報告および令和6年度事業計画について
- (2) 令和6年度農林部関係事業および予算について

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。ご苦労様でした。

(午前11時12分 閉会)